

保育所・地域型保育・認定こども園（3歳未満児）

階層 区分	定 義	利用者負担金（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
A00	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0
B00	市民税非課税世帯	0	0
C00	市民税均等割のみ課税世帯	7,000	6,800
D01	市 民 税 所 得 割 課 税 額	7,800 円未満	7,700
D02		7,800 円以上 48,600 円未満	8,800
D03		48,600 円以上 60,700 円未満	9,600
D04		60,700 円以上 65,000 円未満	11,300
D05		65,000 円以上 77,000 円未満	13,600
D06		77,000 円以上 87,000 円未満	18,200
D07		87,000 円以上 97,000 円未満	24,100
D08		97,000 円以上 130,000 円未満	30,300
D09		130,000 円以上 150,000 円未満	37,800
D10		150,000 円以上 169,000 円未満	42,600
D11		169,000 円以上 185,000 円未満	46,700
D12		185,000 円以上 190,000 円未満	50,600
D13		190,000 円以上 211,000 円未満	51,000
D14		211,000 円以上 301,000 円未満	51,500
D15		301,000 円以上	52,000

☆階層区分については、4月分から8月分までは前年度の市民税額、9月分から3月分までは当該年度の市民税額により決定します。

☆住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。